

## 境界確定申請書

1 申請の理由

2 境界確定を申請する区域

市 町 大字 番地  
郡 村

3 隣接する国有地又は県有地の種類

上記申請区域に所在する国有地・県有地と隣接土地との境界が不明ですから確定して下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名

実印

電話

奈良県知事 山下 真 殿

# 委任状

私儀

を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

1. 土地の所在

2. 私所有の上記土地と国有地・県有地（ ）との境界確定に関する  
申請から完了に至るまでの一切の権限

令和 年 月 日

土地所有者

住所

氏名

実印

# 委任状

私儀

を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

1. 土地の所在

2. 私所有の上記土地と国有地・県有地（ ）との境界確定に関する  
権限。

ただし、現地立会及び境界の決定についての権限は委任の範囲から除外します。

令和 年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

実印

# 委任状

私儀

を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

1. 土地の所在

2. 私所有の上記土地と国有地・県有地（ ）との境界確定に関する  
委任の範囲は次のとおりです。

- (1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
- (2) 現況実測平面図作成者としての現地立会。
- (3) 境界確定書の受領に至るまでの事務。

令和 年 月 日

土地所有者

住所

氏名

実印

## 【河川境界確定手続きの流れ】

1. 境界確定申請書の提出、五條土木事務所 用地・管理課 管理係で受付
2. 境界明示担当から申請者（申請を委任している場合は代理人）へ立会日時について調整依頼
3. 申請者又は代理人にて隣接・点接土地所有者及びその他関係者（自治会長、水利組合長、市町村担当者等）との立会日時等の調整及び連絡
4. 現地にて立会い
5. 境界確定図を五條土木事務所へ1部提出、検図後に五條土木事務所より修正箇所の指示
6. 修正した境界確定図を五條土木事務所へ3部提出（A4折り）
7. 決裁の後、修正が無ければ境界確定図に鑑（境界確定書）を付け指示書とともに2部返却
8. 指示書に従い、申請者又は代理人は必要な箇所へ署名・押印を行い五條土木事務所へ提出
9. 決裁後に境界確定書及び境界確定図へ知事印を押印し申請者に1部交付

## 【河川境界確定申請における添付書類について】

### （1）境界確定申請書

- ・境界確定申請書の申請人は土地所有者とすること。  
（共有地の場合は、共有者全員による申請又は代表者を申請人とする場合は申請人以外の共有者の委任状を添付すること。）
- ・押印する申請者の印は、**実印**とし、**印鑑登録証明書**を添付してください。

### （2）委任状

- ・代理人の連絡先を必ず記載してください。

### （3）位置図

- ・申請地の位置が分かる縮尺のものかつ申請地を着色すること。

### （4）実測平面図

- ・縮尺は1/500以上
- ・当該申請箇所及びその周辺の地形、地上物件を表示
- ・地名及び地番を表示
- ・測量年月日及び測量者の資格職氏名及び押印

次のページにつづく

(5) 実測断面図

- ・縮尺は1/100以上
- ・地形に応じて必要箇所の断面をとること。
- ・測量年月日及び測量者の資格職氏名及び押印

(6) 隣接土地調書及び登記簿謄本

(7) 法務局備え付けの地籍図（公図）の写し

- ・当該申請箇所を着色すること。
- ・申請区間が地籍図の境界にあたる場合は合成図も準備してください。  
合成図には、合成年月日、合成者の資格・職・氏名・印を表示すること。

(8) 法務局備え付けの地籍測量図の写し

- ・申請地周辺の地籍測量図があれば、その写しを添付

(9) その他

- ・土地の状況により、戸籍謄本や同意書等の必要書類の添付を依頼することがあります。
- ・立会人の協議不成立などの事情により、立会后1年を経過する申請書については申請者へ返却します。

**【境界確定図について】**

- 境界の立ち会い後、図面を提出していただきます。
  - ・検図1度目は1部を五條土木事務所へ提出してください。
- 境界確定図面への表示事項
  - ・境界確定する範囲の町名を〇〇市〇〇町地内と表示
  - ・方位及び縮尺の表示
  - ・河川名及び流れの向きを表示
  - ・申請地、隣接地及び点接地の地名及び地番  
(申請地は「朱書き」および「申請地」の記載を入れる。)
  - ・測量の年月日及び測量者の資格職氏名
  - ・立会年月日
  - ・境界確定線は「朱線」で表示
  - ・境界点（杭）間距離、確定延長を「朱書き」で表示  
(端数処理は、小数点第三位まで算出し小数点第三位を切り捨て第二位まで求めること。)
  - ・境界確定図の作成にあたっては上記事項のほか、別紙の例示図も参考にしてください。
  - ・座標を用いる場合は座標の一覧表を表示
  - ・引照点は座標を用いる場合は2点以上、その他の場合は3点以上設けること。
  - ・隣接地に既明示がある場合は確定番号及び確定年月日を表示
  - ・平面図へは断面の切り位置を表示
  - ・押印欄（五條土木事務所押印欄は「官職」表示）
  - ・その他（検図時に依頼した表示）

## 【留意事項】

- ・境界確定手順（押印箇所、記入方法等）は各土木事務所によって異なります。
- ・地元代表者等（自治会長、水利組合長等）の署名は肩書を記入し、押印は地元保管の公印を使用すること。

## 【申請先】

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

奈良県五條土木事務所 用地・管理課 管理係      電話：0747-23-1154（直通）

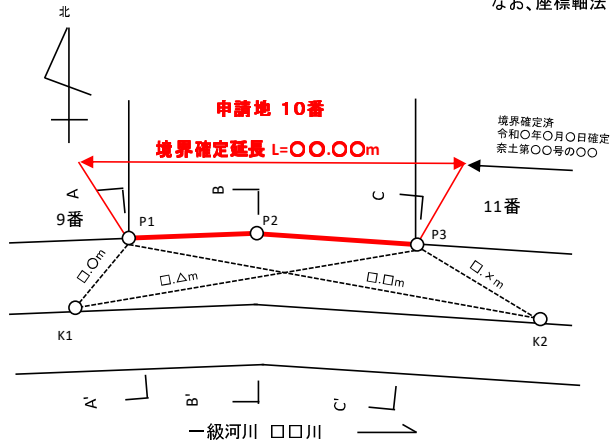
# 境界確定図

〇〇市〇〇町 地内

平面図 ※S=1/500 以上

境界杭の位置を記載し、境界杭間距離を記載するとともに、代表する複数の境界杭と3点以上の恒久的地物との距離を記載すること。

なお、座標軸法で作成された図面については、当該図面に2点以上の引照点(恒久的地物であること。)を表示すること。

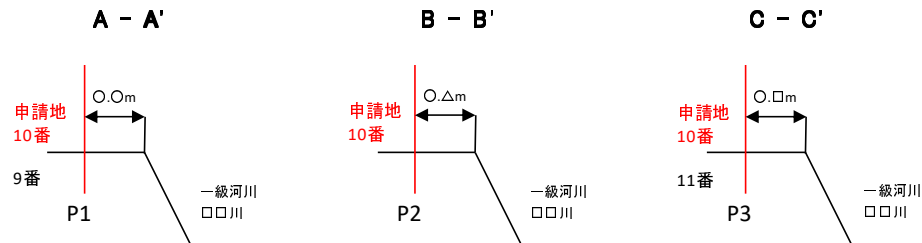


座標リスト		
測点名	X座標	Y座標
P1		
P2		
P3		
K1		
K2		

世界測地系〇〇系

申請者	住所・氏名	実印
点接者 (9番)	氏名	印
点接者 (11番)	氏名	印
地元代表者等	役職 氏名	※印 ※自治会長印や水利組合長印を押印
官職		印

断面図 ※S=1/100 以上



立会年月日	
測量年月日	
測量者	資格・職・氏名・印
住所	
連絡先	